

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）

3 公募した規則等の概要

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）等が令和7年3月24日に施行されることに伴い、新たに導入される特定免許情報の個人番号カードへの記録に係る規定を加える等必要な改正を行うものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

当該意見公募は、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に基づくものです。

5 規則等の制定日

令和7年3月21日（金曜日）

6 結果公示の日

令和7年3月21日（金曜日）

7 意見公募の期間（意見公募期間が30日未満の場合、その理由）

令和7年2月14日（金曜日）から令和7年3月15日（土曜日）まで

8 提出された意見の数

0件

9 結果の概要

本件に対するご意見は寄せられませんでした。

10 結果資料等の入手方法

- 高知県警察ホームページ
- 高知県警察本部交通部運転免許センター
- 高知県ホームページ
- 県民室（本庁舎 1 階）
- 各福祉保健所（須崎を除く。）
- 須崎農業振興センター

11 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部運転免許センター
TEL：088－893－1221（内線 413）

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

高知県公安委員会規則第 8 号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和 35 年高知県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 3 第 1 項中「及び届出」を「、届出その他の手続（以下この条において「申請等」という。）」に、「申請若しくは届出」を「申請等」に改め、同項ただし書中「申請又は届出」を「申請等」に改め、同項各号を次のように改める。

（１）次に掲げる運転免許に関する申請等 土佐警察署長（当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

ア 法第 91 条の 2 第 1 項の規定に基づく免許の条件の付与又は変更の申請

イ 法第 94 条第 1 項（法第 95 条の 5 第 2 項（法第 107 条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による免許証の記載事項の変更の届出

ウ 法第 95 条の 2 第 1 項の規定に基づく特定免許情報の記録の申請（法の規定による免許証の交付又は法第 94 条第 2 項の規定に基づく免許証の再交付（法第 84 条第 2 項の仮運転免許（以下この条において「仮免許」という。）に係る免許証の再交付を除く。）と同時に当該特定免許情報の記録を受ける場合を除く。）

エ 規則第 21 条の 5 の規定による運転免許証返納届の提出等

オ 規則第 21 条の 8 の規定による免許情報記録抹消届の提出等

カ 法第 104 条の 4 第 1 項の規定に基づく免許の取消しの申請

キ 法第 105 条の 2 第 1 項の規定に基づく運転経歴証明書の交付の申請

ク 法第 105 条の 2 第 3 項の規定に基づく運転経歴情報の記録の申請

ケ 規則第 30 条の 10 第 1 項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出

コ 規則第 30 条の 11 第 1 項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付の申請

サ 規則第 30 条の 12 第 2 項又は第 3 項の規定に基づく運転経歴証明書の返納

シ 規則第 30 条の 15 第 1 項の規定による住所等の変更の届出

ス 規則第30条の16第2項の規定に基づく運転経歴情報抹消届の提出等

- (2) 次に掲げる運転免許に関する申請等 高知警察署、高知南警察署、高知東警察署及び土佐警察署の各署長（高知東警察署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐警察署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

ア 法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付の申請

イ 法第95条の2第1項の規定に基づく特定免許情報の記録の申請（法の規定による免許証の交付又は法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付（仮免許に係る免許証の再交付を除く。））と同時に当該特定免許情報の記録を受ける場合に限る。）

ウ 法第95条の2第11項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく免許証の交付の申請

エ 法第101条第1項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による免許証等の更新の申請

オ 法第101条の2第1項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく更新期間前における免許証等の更新の申請

第13条の3第2項中「申請又は届出」を「申請等」に改め、同項第3号中「による」を「に基づく」に改め、同項第7号を同項第9号とし、同項第6号中「第101条の2第1項の規定による」を「第101条の2第1項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく」に、「免許証」を「免許証等」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「第101条第1項」を「第101条第1項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）」に、「免許証」を「免許証等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 法第95条の2第1項の規定に基づく特定免許情報の記録の申請（法の規定による免許証の交付又は法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付（仮免許に係る免許証の再交付を除く。））と同時に当該特定免許情報の記録を受ける場合に限る。）

- (5) 法第95条の2第11項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく免許証の交付の申請第15条の2を次のように改める。

（申請用写真の添付の省略）

第15条の2 次に掲げる申請書には、申請用写真（規則第17条第2項第10号に規定する申請用写真をいう。次項において同じ。）を添付することを要しない。

- (1) 規則第21条第2項の再交付申請書

- (2) 規則第21条の2第1項の特定免許情報記録申請書

- (3) 規則第21条の9第1項の運転免許証交付申請書
 - (4) 法第101条第1項の更新申請書
 - (5) 法第101条の2第1項の特例更新申請書
- 2 次の各号に掲げる者は、高知警察署、高知南警察署又は高知東警察署の各署長を経由して行う場合（高知東警察署長にあっては、当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除く。）を除き、それぞれ当該各号に掲げる申請書に申請用写真を添付することを要しない。

(1) 法第104条の4第1項後段の規定に基づく他の種類の免許を受けたい旨の申出をする者 規則第30条の7第1項の申請書

(2) 法第105条の2第1項の規定に基づく運転経歴証明書の交付若しくは同条第3項の規定に基づく運転経歴情報の記録又はその双方の申請をする者 規則第30条の8第1項の運転経歴証明書交付等申請書

(3) 規則第30条の11第1項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付の申請をする者 同項の運転経歴証明書再交付申請書第17条の2第1項中「別記様式第14号の6の」を「警察共通基盤システムによる様式（以下「システム様式」という。）による」に改め、同条第4項中「別記様式第14号の7の」を「別記様式第14号の7又はシステム様式による」に改める。

第17条の3第1項中「別記様式第15号の」を「システム様式による」に改める。

第18条の2第3項中「指定講習機関」を「公安委員会及び指定講習機関」に、「別記様式第15号の5の」を「別記様式第15号の5又はシステム様式による」に改める。

第18条の3の4第3項中「指定講習機関」を「公安委員会及び指定講習機関」に、「別記様式第15号の9の」を「別記様式第15号の9又はシステム様式による」に改める。

第18条の5を次のように改める。

（様式）

第18条の5 次に掲げる書類の様式は、システム様式によるものとする。

- (1) 規則第30条の8第1項の運転経歴証明書交付等申請書
- (2) 規則第30条の10第2項及び第30条の15第2項の届出書
- (3) 規則第30条の11第1項の運転経歴証明書再交付申請書
- (4) 規則第30条の12第2項の運転経歴証明書返納届
- (5) 規則第30条の16第2項の運転経歴情報抹消届

別記様式第14号の6を次のように改める。

様式第14号の6 削除

別記様式第15号を次のように改める。

様式第15号 削除

別記様式第16号から別記様式第18号までを次のように改める。

様式第16号から様式第18号まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県道路交通法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県道路交通法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

新	旧	対	照	表
新				旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（運転免許に関する申請等）

（運転免許に関する申請等）

第13条の3 公安委員会への運転免許に関する申請、届出その他の
手続（以下この条において「申請等」という。）は、高知県警察
本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」とい
う。）又は当該申請等をする者の住所地を管轄する署長を経由し
て行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する
申請等は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を
除く。）を経由して行うことができる。

第13条の3 公安委員会への運転免許に関する申請及び届出は、高
知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センタ
ー」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所地を管
轄する署長を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げ
る運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長
（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができ
る。

（1） 次に掲げる運転免許に関する申請等 土佐警察署長（当該
警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

（1） 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届
出又は法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請
若しくは同条第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請
土佐署長（当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

ア 法第91条の2第1項の規定に基づく免許の条件の付与又は
変更の申請

イ 法第94条第1項（法第95条の5第2項（法第107条の規定
によりみなして適用する場合を含む。）の規定により読み替
えて適用する場合を含む。）の規定による免許証の記載事項
の変更の届出

ウ 法第95条の2第1項の規定に基づく特定免許情報の記録の
申請（法の規定による免許証の交付又は法第94条第2項の規定
に基づく免許証の再交付（法第84条第2項の仮運転免許

（以下この条において「仮免許」という。）に係る免許証の再交付を除く。）と同時に当該特定免許情報の記録を受ける場合を除く。）

エ 規則第21条の5の規定による運転免許証返納届の提出等

オ 規則第21条の8の規定による免許情報記録抹消届の提出等

カ 法第104条の4第1項の規定に基づく免許の取消しの申請

キ 法第105条の2第1項の規定に基づく運転経歴証明書の交付の申請

ク 法第105条の2第3項の規定に基づく運転経歴情報の記録の申請

ケ 規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出

コ 規則第30条の11第1項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付の申請

サ 規則第30条の12第2項又は第3項の規定に基づく運転経歴証明書の返納

シ 規則第30条の15第1項の規定による住所等の変更の届出

ス 規則第30条の16第2項の規定に基づく運転経歴情報抹消届の提出等

（2） 次に掲げる運転免許に関する申請等 高知警察署、高知南警察署、高知東警察署及び土佐警察署の各署長（高知東警察署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐警察署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

（2） 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請又は法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請若しくは法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請 高知、高知南、高知東及び土佐の各署長（高知東署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

ア 法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付の申請

イ 法第95条の2第1項の規定に基づく特定免許情報の記録の申請（法の規定による免許証の交付又は法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付（仮免許に係る免許証の再交付を除く。）と同時に当該特定免許情報の記録を受ける場合に限る。）

ウ 法第95条の2第11項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく免許証の交付の申請

エ 法第101条第1項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による免許証等の更新の申請

オ 法第101条の2第1項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく更新期間前における免許証等の更新の申請

2 前項本文の規定にかかわらず、高知市内に住所地を有する者については、次に掲げる運転免許に関する申請等は、運転免許センターを経由して行うものとする。

（1） 法第89条第1項の規定による免許の申請

（2） 規則第18条の5の規定による限定解除の審査の申請

（3） 法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付の申請

（4） 法第95条の2第1項の規定に基づく特定免許情報の記録の申請（法の規定による免許証の交付又は法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付（仮免許に係る免許証の再交付を除く。）と同時に当該特定免許情報の記録を受ける場合に限る。）

る。）

2 前項本文の規定にかかわらず、高知市内に住所地を有する者については、次に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、運転免許センターを経由して行うものとする。

（1） 法第89条第1項の規定による免許の申請

（2） 規則第18条の5の規定による限定解除の審査の申請

（3） 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請

(5) 法第95条の2第11項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく免許証の交付の申請

(6) 法第100条の2第5項の規定による再試験の申込み

(7) 法第101条第1項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による免許証等の更新の申請

(8) 法第101条の2第1項（法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく更新期間前における免許証等の更新の申請

(9) 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付の申請

3 規則第29条の2の2第1項の規定による更新の経由申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。

（申請用写真の添付の省略）

第15条の2 次に掲げる申請書には、申請用写真（規則第17条第2項第10号に規定する申請用写真をいう。次項において同じ。）を添付することを要しない。

(1) 規則第21条第2項の再交付申請書

(2) 規則第21条の2第1項の特定免許情報記録申請書

(3) 規則第21条の9第1項の運転免許証交付申請書

(4) 法第101条第1項の更新申請書

(5) 法第101条の2第1項の特例更新申請書

(4) 法第100条の2第5項の規定による再試験の申込み

(5) 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請

(6) 法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請

(7) 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付の申請

3 規則第29条の2の2第1項の規定による更新の経由申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。

（申請用写真の添付の省略）

第15条の2 法第101条第1項に規定する免許証の更新を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の更新申請書に申請用写真（規則第17条第2項第10号に規定する申請用写真をいう。以下この条において同じ。）を添付することを要しない。

(1) 法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請を併せて行う場合

(2) 法第103条第1項の規定により免許の効力が停止されている場合

2 次の各号に掲げる者は、高知警察署、高知南警察署又は高知東警察署の各署長を経由して行う場合（高知東警察署長にあっては、当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除く。）を除き、それぞれ当該各号に掲げる申請書に申請用写真を添付することを要しない。

（１） 法第104条の４第１項後段の規定に基づく他の種類の免許を受けたい旨の申出をする者 規則第30条の７第１項の申請書

（２） 法第105条の２第１項の規定に基づく運転経歴証明書の交付若しくは同条第３項の規定に基づく運転経歴情報の記録又はその双方の申請をする者 規則第30条の８第１項の運転経歴証明書交付等申請書

（３） 規則第30条の11第１項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付の申請をする者 同項の運転経歴証明書再交付申請書

（取消処分者講習）

第17条の２ 法第108条の２第１項第２号に掲げる講習（以下この

2 前項の規定は、法第101条の２第１項に規定する更新期間前における免許証の更新を受けようとする者について準用する。

3 法第104条の４第１項の規定により他の種類の免許を受けたい旨の申出をする者は、高知、高知南又は高知東の各署長を経由して行う場合（高知東署長にあっては、当該警察署の分庁舎で受け付けるときを除く。）を除き、規則第30条の９第１項の申請書に申請用写真を添付することを要しない。

4 法第104条の４第５項の規定により運転経歴証明書の交付の申請をする者は、高知、高知南又は高知東の各署長を経由して行う場合（高知東署長にあっては、当該警察署の分庁舎で受け付けるときを除く。）を除き、規則第30条の10第１項の運転経歴証明書交付申請書に申請用写真を添付することを要しない。

（取消処分者講習）

第17条の２ 法第108条の２第１項第２号に掲げる講習（以下この

条において「取消処分者講習」という。)を受けようとする者は、警察共通基盤システムによる様式(以下「システム様式」という。)による取消処分者講習受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。この場合において、法第96条の3第1項に規定する取消処分者等にあつては、免許の拒否、免許の取消し又は6月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けた後に申し出るものとする。

2・3 略

4 公安委員会及び指定講習機関は、取消処分者講習を終了した者に対しては、別記様式第14号の7又はシステム様式による取消処分者講習終了証明書を交付するものとする。

(停止処分者講習)

第17条の3 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習(次項において「停止処分者講習」という。)を受けようとする者は、免許の保留、免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止の通知を受けた後、システム様式による停止処分者講習受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。

2 略

(初心運転者講習)

第18条の2 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習(第3項において「初心運転者講習」という。)を受けようとする者は、公安委員会から初心運転者講習通知書(規則第38条の4第1項の書面をいう。次項において同じ。)を受理した後、公安委員会が指定した指定講習機関に申出を行い、当該申出を受けた指定講習機関が当該初心運転者講習通知書を受理するものとする。

条において「取消処分者講習」という。)を受けようとする者は、別記様式第14号の6の取消処分者講習受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。この場合において、法第96条の3第1項に規定する取消処分者等にあつては、免許の拒否、免許の取消し又は6月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けた後に申し出るものとする。

2・3 略

4 公安委員会及び指定講習機関は、取消処分者講習を終了した者に対しては、別記様式第14号の7の取消処分者講習終了証明書を交付するものとする。

(停止処分者講習)

第17条の3 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習(次項において「停止処分者講習」という。)を受けようとする者は、免許の保留、免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止の通知を受けた後、別記様式第15号の停止処分者講習受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。

2 略

(初心運転者講習)

第18条の2 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習(第3項において「初心運転者講習」という。)を受けようとする者は、公安委員会から初心運転者講習通知書(規則第38条の4第1項の書面をいう。次項において同じ。)を受理した後、公安委員会が指定した指定講習機関に申出を行い、当該申出を受けた指定講習機関が当該初心運転者講習通知書を受理するものとする。

2 略

3 公安委員会及び指定講習機関は、初心運転者講習を終了した者に対しては、別記様式第15号の5又はシステム様式による初心運転者講習終了証明書を交付するものとする。

(若年運転者講習)

第18条の3の4 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習(第3項において「若年運転者講習」という。)を受けようとする者は、公安委員会から若年運転者講習通知書(規則第38条の4の2の2第1項の書面をいう。次項において同じ。)を受理した後、公安委員会が指定した指定講習機関に申出を行い、当該申出を受けた指定講習機関が当該若年運転者講習通知書を受理するものとする。

2 略

3 公安委員会及び指定講習機関は、若年運転者講習を終了した者に対しては、別記様式第15号の9又はシステム様式による若年運転者講習終了証明書を交付するものとする。

(様式)

第18条の5 次に掲げる書類の様式は、システム様式によるものとする。

(1) 規則第30条の8第1項の運転経歴証明書交付等申請書

(2) 規則第30条の10第2項及び第30条の15第2項の届出書

(3) 規則第30条の11第1項の運転経歴証明書再交付申請書

2 略

3 指定講習機関は、初心運転者講習を終了した者に対しては、別記様式第15号の5の初心運転者講習終了証明書を交付するものとする。

(若年運転者講習)

第18条の3の4 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習(第3項において「若年運転者講習」という。)を受けようとする者は、公安委員会から若年運転者講習通知書(規則第38条の4の2の2第1項の書面をいう。次項において同じ。)を受理した後、公安委員会が指定した指定講習機関に申出を行い、当該申出を受けた指定講習機関が当該若年運転者講習通知書を受理するものとする。

2 略

3 指定講習機関は、若年運転者講習を終了した者に対しては、別記様式第15号の9の若年運転者講習終了証明書を交付するものとする。

(運転経歴証明書交付申請書等の様式)

第18条の5 規則第30条の10第1項の運転経歴証明書交付申請書の様式は別記様式第16号、規則第30条の12第2項の運転経歴証明書記載事項変更届出書の様式は別記様式第17号、規則第30条の13第1項の運転経歴証明書再交付申請書の様式は別記様式第18号のとおりとする。

(4) 規則第30条の12第2項の運転経歴証明書返納届

(5) 規則第30条の16第2項の運転経歴情報抹消届

別記

様式第14号の6 削除

様式第15号 削除

様式第16号 削除

様式第17号 削除

様式第18号 削除

別記

様式第14号の6 別紙1のとおり

様式第15号 別紙2のとおり

様式第16号 別紙3のとおり

様式第17号 別紙4のとおり

様式第18号 別紙5のとおり

別紙 1

(旧)

様式第14号の 6 （第17条の 2 関係）

取消処分者講習受講申出書																		
年 月 日																		
高知県公安委員会 様																		
氏 名 ・ 生 年 月 日							年 月 日生											
本 籍																		
住 所																		
免許欠格期間満了の日			年 月 日															
取消し前に取得していた免許の種類			大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	けん引	
			型	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二	
交 付 公 安 委 員 会			公 安 委 員 会															
希望する講習の車種			四 二 原			<table><tr><td>手 数 料</td></tr><tr><td></td></tr></table>							手 数 料					
手 数 料																		
※ 講 習 日			年 月 日															
※ 講 習 場 所																		

- 備考 1 「氏名・生年月日」欄、「本籍」欄及び「住所」欄は、明瞭に楷書で記入してください。
- 2 「手数料」欄又は別紙に、必ず所定の額の高知県収入証紙を貼り付けてください。
- 3 講習前 6 月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真 2 部を添えてください。
- 4 ※印欄には、記入しないでください。

様式第15号 (第17条の3 関係)

			講習番号	
講習種別	短期	中期	長期	
講習指定日時				
講習実施場所				
申出年月日	年 月 日	処分通知番号	第	号
停止処分者講習受講申出書				
高知県公安委員会 様				
住所				
氏名				
生年月日 年 月 日 (歳)				
私は、次のとおり運転免許の停止等の処分を受けましたので、道路交通法第108条の2 第1 項第3 号に掲げる講習の受講を申し出ます。				
停止等処分期間				
取得免許	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 中 自 自 ん 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引	大 中 普 大 け 型 型 通 特 ん 二 二 二 二 二 引	免許証 番号	
処分理由	年 月 日	法令違反	交通事故	
注 意 事 項	高知県収入証紙貼り付け欄			
1 右の高知県収入証紙貼り付け欄に、必ず所定の額の高知県収入証紙を貼り付けてください。				
2 この申出書は、ペンかボールペンで正確に記入してください。				
3 この申出書に、処分通知書を添えて提出してください。				
4 定められた時刻までには出席しないときは、講習を受けることができません。				
5 講習指定日時の変更は、原則としてできませんが、やむを得ない理由により変更を希望する場合には、その旨を申し出て、職員の指示を受けてください。				
6 必要な持参品				
(1) 停止処分者講習受講申出書				
(2) 処分通知書				
(3) 筆記用具				

様式第16号 (第18条の5 関係)

運転経歴証明書交付申請書

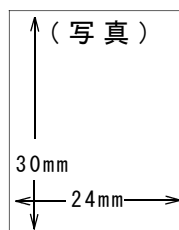
高知県公安委員会 様

年 月 日

フリガナ		男・女
申請者氏名		
生年月日	年 月 日	
電 話		
住 所		

太枠内は、全ての方が記入してください。

※ 運転免許の取消しを受けた日以後、氏名、住所等を変更した方は、裏面の「記載事項変更欄」に、取消し前の運転免許証に記載されていた氏名、住所等を記入してください。



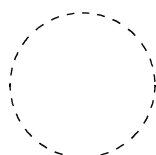
受 付	免許証の写し	

住 ・ 氏 ・ 生 訂

☐ 申請取消し同時☐ 経歴証明書のみ

※ 取消年月日
年 月 日

警察署のみ



旧 氏 名	
旧生年月日	
確 認 者	

運転免許証番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>												

備考 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。

(裏面)

記載事項変更欄				
変更した項目のみ記入してください。				
旧（取消 し前の運 転免許証 のとおり 記入して く だ さ い。）	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所			

様式第17号 (第18条の5 関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

県内・県外

年 月 日

高知県公安委員会 様

※ 太枠内を記入してください。(代理人の方のみ、代理人欄も記入してください。)

受付	本 人 氏 名		電 話	
	代 理 人 氏 名	続柄	電 話	
	代 理 人 住 所			

次の枠内は、変更する事項のみ記入してください。

フ リ ガ ナ	
新 氏 名	
新 住 所	
そ の 他	

太枠内は、現に交付を受けている運転経歴証明書に記載されているとおりに全部記入してください。

変更事項 氏名 住所 その他訂正	フリガナ				生 年 月 日	年 月 日													
	氏 名																		
	住 所																		
	現に 交付 を受けて いる 運転 経歴 証明 書	交 付	年 月 日									—							
		経 証 明 番 号	歴 書 号	第						号						交付公安委員会			
																公安委員会			
		免 許 年 月 日	第 一 種 免 許	二・小・原	年 月 日														
				そ の 他	年 月 日														
第 二 種 免 許		年 月 日																	
免 許 の 種 類 〔 該当するものを○ で囲んでください。〕			大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二		

別紙 5

(旧)

様式第18号（第18条の5 関係）

運転経歴証明書再交付申請書

高知県公安委員会 様

資 料 区 分		申 請 日	年 月 日
---------	--	-------	-------

※太線の枠内に記入してください。

フリガナ		連絡先電話番号
氏 名		
生 年 月 日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	管轄警察署 署

申請書写真
3.0×2.4cm
6か月以内
無帽、無背景
正面上3分身
裏面に撮影日
氏名を記載

現に受けている運転経歴証明書			
交 付	年 月 日		
番 号			
再交付 理 由	亡失 1	盗難 2	汚損 5
	破損 6	記変等 7	その他 9

届 出 済 ・ 同 時 申 請	フリガナ										
	氏 名										
	住 所										
	生年月日	大 正	昭 和	平 成	令 和	年 月 日			性 別	男	女
		2	3	4	5					1	2
確 認 書 類		住民票・保険証・その他（ ）									
摘 要											

番 号		
登録日	年 月 日	
窓口担当者		最終確認
受理者	登録者	最終確認